『専門図書館と著作権Q&A第4版』が刊行されます!

2020年3月予定

表紙

2018年の著作権法の大幅改正に対応!

図書館職員の必携書！

現場で利用者へのサービスを行う視点で説明しており、理解しやすい記述になっています。

Q&A形式だから

複製、貸出、インターネット等、図書館業務に沿ったカテゴリーに分けられ、必要なときに必要な情報を瞬時に確認できます。

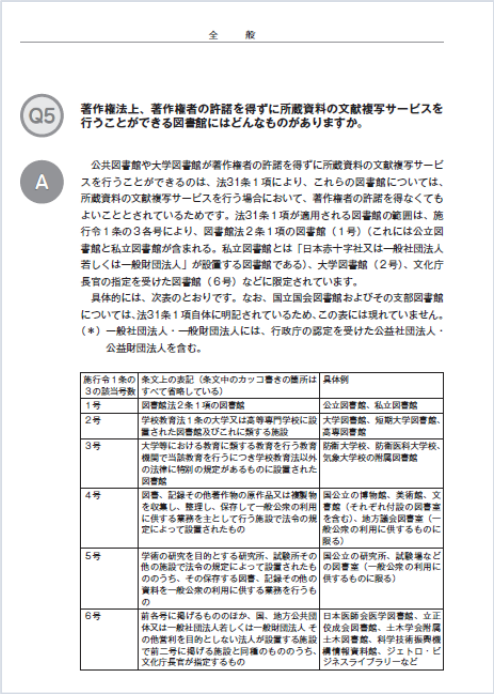

全　般

Q5 著作権法上、著作権者の許諾を得ずに所蔵資料の文献複写サービスを行うことができる図書館にはどんなものがありますか。

A 公共図書館や大学図書館が著作権者の許諾を得ずに所蔵資料の文献複写サービスを行うことができるのは、法31条１項により、これらの図書館については、所蔵資料の文献複写サービスを行う場合において、著作権者の許諾を得なくてもよいこととされているためです。法31条１項が適用される図書館の範囲は、施行令１条の３各号により、図書館法２条１項の図書館（１号）（これには公立図書館と私立図書館が含まれる。私立図書館とは「日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人」が設置する図書館である）、大学図書館（２号）、文化庁長官の指定を受けた図書館（６号）などに限定されています。

具体的には、次表のとおりです。なお、国立国会図書館およびその支部図書館については、法31条１項自体に明記されているため、この表には現れていません。

（＊）一般社団法人・一般財団法人には、行政庁の認定を受けた公益社団法人・公益財団法人を含む。

施行令１条の３の該当号数	条文上の表記（条文中のカッコ書きの箇所はすべて省略している）	具体例
１号	図書館法２条１項の図書館	公立図書館、私立図書館
２号	学校教育法１条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設	大学図書館、短期大学図書館、高専図書館
３号	大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館	防衛大学校、防衛医科大学校、就業大学校の附属図書館
４号	図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの	国公立の博物館、美術館、文書館（それぞれ付設の図書室を含む）、地方議会図書室（一般公衆の利用に供するものに限る）
５号	学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保有する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの	国公立の研究所、試験場などの図書室（一般公衆の利用に供するものに限る）
６号	前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他営利を目的としない法人が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの	日本医師会医学図書館、立正佼成会図書館、土木学会附属土木図書館、科学技術振興機構情報資料館、ジェトロ・ビジネスライブラリーなど

専門図書館協議会
SENTOKYO Japan Special Libraries Association

〒104-0033
東京都中央区新川1-11-14　日本図書館協会会館６階
TEL:03-3537-8335 |jsla@jsla.or.jp| https://jsla.or.jp/

頒布価格 900円（予定）